静岡市契約規則（抄）

（随意契約の内容等の公表）

第28条の２　市長は、政令第167条の２第１項第３号及び第４号の規定により随意契約によろうとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

（１）契約に係る物品又は役務の名称及び数量

（２）契約の締結を予定する月

（３）契約の内容

（４）契約の相手方の選定基準及び決定方法

（５）契約に関する事務を担当する組織の名称

２・３（略）